

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 4 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目 1 6 番 1 号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	秋篠宮邸各所修繕工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 5 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 7 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,831,160 円	8,177,000 円	99.7 %
	見 積 金 額	8,802,000 円	8,150,000 円	
11	随 契 理 由	<p>秋篠宮邸各所修繕工事は、秋篠宮邸私室棟 8 室の建具改修及び公室棟 3 室の内装改修や、建築設備機器の新設及び更新工事である。</p> <p>秋篠宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととも、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、確実に完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、秋篠宮邸において、過去に大規模改修工事や増築工事を実施していることから、秋篠宮邸の施設や今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	高円宮邸屋根修繕ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	高円宮邸屋根修繕ほか工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 7 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 6 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,075,920 円	3,774,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	4,071,600 円	3,770,000 円	
11	随 契 理 由	<p>高円宮邸屋根修繕ほか工事は、高円宮邸私室棟の屋根、小屋裏収納内装改修及び侍女棟空調機の修理工事である。</p> <p>高円宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととも、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、確実に完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、高円宮邸において、過去に大規模改修工事や増築工事を実施していることから、高円宮邸の施設や今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成26年6月6日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	高円宮邸屋根修繕ほか工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	高円宮邸屋根修繕ほか工事一式
8	工期（自）	平成26年6月7日
9	工期（至）	平成26年6月30日
10	原契約請負金額	4,071,600円
11	変更契約年月日	平成26年6月23日
12	変更後工期（至）	平成26年7月11日
13	変更増減請負金額	0円
14	変更後請負金額	4,071,600円
15	変更理由	<p>当該工事は、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められているところ、平成26年6月8日宜仁親王殿下薨去における御喪儀等により、当初想定していた工期がとれなくなったことから、工期を延長するものである。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 19 日		
2	請 負 業 者 名	新晃工業株式会社東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町2丁目57番7号		
4	工 事 件 名	御所空調機整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	空調機整備一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 20 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 2 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,395,680 円	4,996,000 円	98.1 %
	見 積 金 額	5,292,000 円	4,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所室内の温湿度を調整している空調機（AHU-2，4，12）の整備を行うものである。</p> <p>本工事は、新晃工業株式会社が製造した、御所室内の温度・湿度を調整している空調機の送風にかかる中心的な部分の一部品を取替え、大部分を再使用する工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>また、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転において当該機器が適切に機能していることの確認及び判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等空調運転に著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>新晃工業株式会社は、当該空調機を製造した会社であり、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 26 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 27 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,674,080 円	2,476,000 円	98.9 %
	見 積 金 額	2,646,000 円	2,450,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿南溜エレベーター昇降壁設備インバータユニット交換、宮殿長和殿外中庭階段の汚れクリーニング、宮殿南北車寄前置きじゅうたん取替及び北車寄じゅうたんシートカバー取替を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>清水建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故宜仁親王喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	道路整備，樹木管理，園地管理各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 6 月 9 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 7 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	7,909,920 円	7,324,000 円	99.7 %
	見 積 金 額	7,884,000 円	7,300,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，宜仁親王殿下の薨去（平成26年6月8日）に伴い，葬場周囲の道路整備を行う工事であり，緊急に施工しなければならず，競争に付す時間的余裕がなく，また，儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は，昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から，この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき，随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故宜仁親王喪儀墓所の儀につき墓所設備布設に伴う敷地造成ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	墓所整備，樹木管理，植栽各一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 9 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 7 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,082,480 円	4,706,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	5,076,000 円	4,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，宜仁親王殿下の薨去（平成26年6月8日）に伴い，墓所施設設営に伴う敷地造成等を行う工事であり，緊急に施工しなければならず，競争に付す時間的余裕がなく，また，儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は，昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から，この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき，随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 6 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	故宜仁親王墓宮建第1回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 6 月 9 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	13,424,400 円	12,430,000 円	99.8 %
	見 積 金 額	13,392,000 円	12,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宜仁親王殿下の薨去（平成26年6月8日）に伴い、御墓の宮建工事を行うものであり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の宮建工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 7 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社ヒラカワ東日本支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区富岡 2 丁目 2 番 1 1 号		
4	工 事 件 名	宮内庁庁舎蒸気ボイラー整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	ボイラー整備一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 7 月 25 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 10 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	2,913,840 円	2,698,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	2,894,400 円	2,680,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮内庁庁舎に設置されている蒸気ボイラー 3 基について、機能を維持するため、経年劣化した部品のオーバーホール及び取り替えを行うものである。</p> <p>本工事は、株式会社ヒラカワが製造した、宮殿及び宮内庁庁舎の空調設備における熱源機器の中心的部分の一部品を取替え、大部分を再使用する工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>また、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転において当該機器が適切に機能していることの確認及び判断が極めて困難であるため、適切に動作しない場合、宮殿等の空調運転において著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>株式会社ヒラカワは当該ボイラーを製造した会社であり、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 8 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 8 月 9 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 12 月 26 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	15,940,800 円	14,760,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	15,930,000 円	14,750,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の大広間の天井張替，テラス等の修繕，建具の塗装，障子の張替，網戸の修繕，書庫の棚板の製作等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮，安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 8 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 8 月 9 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	5,236,920 円	4,849,000 円	99.4 %
	見 積 金 額	5,205,600 円	4,820,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕工事は、東宮御所の公室棟から私室棟にわたる内装修繕、天井取り設け、木製棚改修、電気設備及び機械設備の新設や改修工事である。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 8 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社荏原製作所東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都大田区羽田旭町 1 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿加圧給水設備整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	管工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 8 月 13 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 11 月 28 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	4,661,280 円	4,316,000 円	87.1 %
	見 積 金 額	4,060,800 円	3,760,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿地下駐車場に設置されている加圧給水設備について整備（部品取替及び試験調整）を行う工事である。</p> <p>本工事は、宮殿加圧給水設備の一部の部品を取り替え、大部分を再使用する修理工事である。</p> <p>当該機器は、宮殿内に給水を供給していることから、故障などの不具合が生じた場合は、断水等、宮殿の使用に著しい支障が生じる。</p> <p>また、この機器は、機器製造メーカー固有の技術により制御盤、加圧給水ポンプ及び周辺装置等がひとつのシステムとして製作されており、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転における適切な機能確認が極めて困難であるため、良好に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>株式会社荏原製作所は、宮殿加圧給水設備を設計、製造及び設置時の現地調整を実施した唯一の会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 8 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田淡路町二丁目 1 0 1 番地		
4	工 事 件 名	宮殿エレベーター (No. 1～7) ほか整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	エレベーター整備一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 8 月 23 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 3 月 6 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,729,240 円	3,453,000 円	92.7 %
	見 積 金 額	3,456,000 円	3,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿等エレベーター(計9基)の整備工事を行うものである。</p> <p>本工事は、昇降機の安全装置(リミットスイッチ、停電時自動着床装置用バッテリーほか)一部の部品を取り替え、大部分を再使用する修理工事である。</p> <p>この機器は、機器製造メーカー固有の技術により製造されており、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転における適切な機能確認が極めて困難であるため、良好に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>(株)日立ビルシステムは、当該機器を製造した(株)日立製作所の系列会社であり、エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有しする唯一の会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 10 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	日本道路株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都文京区目白台2丁目6番14号		
4	工 事 件 名	赤坂御用地丸山通り道路修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	ほ装工事		
7	工 事 概 要	道路修繕一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 10 月 16 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 11 月 14 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,946,240 円	2,728,000 円	99 %
	見 積 金 額	2,916,000 円	2,700,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、平成26年度秋に開かれる園遊会より、両陛下の御道筋が変更されることから、赤坂御用地内で御通行される砂利道路の修繕を行うものである。</p> <p>本工事は、平成26年9月19日に指名競争入札を実施し、不落となった工事の一部を実施するものである。</p> <p>本工事は、11月6日の園遊会開催にあたり必ず行わなければならない工事であり、3週間の工事期間等を勘案すると、緊急に施工しなければならないが、新たに競争に付す時間的余裕がない。</p> <p>日本道路株式会社は、当該道路の舗装工事の実績があるとともに、前回入札時に最低価格応札者である。本件について協議を行ったところ受注意思があることを確認した。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 10 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	テクノ矢崎株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都品川区南品川二丁目 2 番 1 0 号		
4	工 事 件 名	楽部庁舎ほか吸収冷温水機整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	楽部庁舎ほか吸収冷温水機整備一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 10 月 25 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 11 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,643,840 円	2,448,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	2,624,400 円	2,430,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、楽部庁舎、書陵部庁舎、窓明館に設置されているセントラル空調の熱源機器である吸収冷温水機の機器内部洗浄及び一部の部品を取り替える整備工事である。</p> <p>本工事は、施設内主要箇所の温度調整を行う当該機器の内部洗浄や一部の部品を取り替え、大部分を再使用する部分整備工事である。</p> <p>この機器は、機器製造メーカー固有の技術により製造されており、整備工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に、製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転における適切な機能確認が極めて困難であるため、良好に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>テクノ矢崎（株）は、当該機器を製造した矢崎総業（株）の系列会社であり独自のデータや知識を共有していると共に、整備工事を担当する唯一の会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 11 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社GSユアサ東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝公園 1 - 7 - 1 3		
4	工 事 件 名	宮内庁病院直流電源装置改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電機貯蔵設備，直流電源装置改設各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 11 月 6 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 2 月 3 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	4,065,120 円	3,764,000 円	98.8 %
	見 積 金 額	4,017,600 円	3,720,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，宮内庁病院に設置されている直流電源装置の整流器制御装置基板，動作部品や蓄電池などの部品を取り替える工事である。</p> <p>本工事は，宮内庁病院において，平常時に蓄電池へ充電を行い，停電時に蓄電池より非常用照明器具に電源を供給し，非常時に室内の明るさを確保するための設備である直流電源装置の一部の部品を取り替え，大部分を再使用する部分改修工事である。</p> <p>当該機器は，宮内庁病院に必要な非常用電気負荷にあわせ，受注生産されたものであり，また，当該機器を運転制御するための整流器制御装置基板（動作を司る部品）や動作部品，蓄電池などは機器製造メーカー固有の技術により製造され，整備工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり，他社では知り得ない詳細な内部構造や特性に精通していると共に，製造時のデータや状況に応じた詳細な試運転が可能な技術資料を保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って，当該機器を製造したもの以外に施工させた場合，最適な調整や試運転における適切な機能確認が極めて困難であるため，良好に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>株式会社GSユアサは，当該機器を設計・製造し，当該機器を熟知した唯一の会社である。</p> <p>以上の理由により，会計法第29条の3第4項，予決令第102条の4第3号に基づき，随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 11 月 7 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	伏見櫓屋根等修繕第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	伏見櫓ほか修繕工事，屋外工事各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 11 月 8 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 3 月 13 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	13,564,800 円	12,560,000 円	100 %
	見 積 金 額	13,564,800 円	12,560,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、工事と同時に行った耐震劣化診断において、脆弱性が指摘された部分の床板張替及び補強材取付工事及び経年劣化により不点灯が懸念される行事用照明器具の改修工事である。</p> <p>本工事は、伏見櫓屋根等修繕工事からの継続工事であり、一体の施設の改修等を目的とする工事であること及び現在施工中の工事と本工事は施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。</p> <p>また、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも現在施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため、清水建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 11 月 20 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸階段昇降機設置工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	常陸宮邸階段昇降機設置一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 11 月 21 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 2 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,315,600 円	3,070,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	3,294,000 円	3,050,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸の私室棟の階段に椅子型階段昇降機を設置する工事である。</p> <p>施行場所は宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事に合わせて工事中断等の制約を受けながら工事を行うことが必要であるとともに、既存部分との意匠の整合性や、既存構造体に堅固に一体化させることが必要な工事である。</p> <p>以上の条件のもと、確実に施行を完了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施行管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、常陸宮邸において、新築・改修工事を施工した実績を有し、本工事に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施行を確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 11 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	表御座所保全整備工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 26 年 11 月 28 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 3 月 20 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	3,877,200 円	3,590,000 円	69.6 %
	見 積 金 額	2,700,000 円	2,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿表御座所（内外装改修）整備を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（(株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>株式会社大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 11 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	故宜仁親王墓宮建第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 11 月 28 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	10,378,800 円	9,610,000 円	99.9 %
	見 積 金 額	10,368,000 円	9,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宜仁親王殿下の薨去（平成 26 年 6 月 8 日）に伴い、御墓を整備する故宜仁親王墓宮建第 1 回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第 1 回工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、第 1 回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 12 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿回廊保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	回廊保全整備工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 12 月 19 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 3 月 23 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,477,600 円	3,220,000 円	96.3 %
	見 積 金 額	3,348,000 円	3,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿回廊（内装改修）整備を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（(株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って竣工したものである。</p> <p>大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 27 年 1 月 9 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	豊島岡墓地北側外構塀改修工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	豊島岡墓地北側外構塀改修一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 27 年 1 月 10 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 27 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
	見 積 金 額	26,460,000 円	24,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、豊島岡墓地北側敷地境界にて、区道拡幅のため境界塀を現位置より後退し、既存鉄筋コンクリート組立塀からアルミフェンスに変更する工事の一部である。</p> <p>当該区道は、近隣住民の主要な生活道路で多くの人が通行、さらに地元小学校の通学路となっていることから、外構塀の倒壊によるケガの危険性も懸念され、また、震災時に外構塀が倒壊した場合、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれもある。</p> <p>同工事全体の一般競争入札を平成26年9月30日に実施したが不落となり、同11月12日に指名競争入札を実施するも再び不落となってしまった。同工事全体のうち、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げを解消することに寄与する道幅の拡幅を予定している部分については、すでに近隣住民に対し今年度内に施工する旨を説明済であることから、当該部分だけでも平成26年度内に施工を完了しないと近隣住民との信頼関係が崩れてしまうことにもなりかねず、緊急に施工しなければならないため、当庁工事の請負実績を有し、かつ、現在、豊島岡墓地内において「故宜仁親王墓営建工事」を請け負っている、株式会社大林組と、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結することとしたい。</p>		